訴えの手数料として収入印紙を貼る部分なので，このスペースには何も記載しません。　　**【重要】収入印紙には割り印をしないでくだい。**

　　（注）□欄は，該当事項にレ点を付すか，又は，■に反転させる。

訴　　　　　状

この書面を作成した日

　令和**元**年　**５**月**１**日

　千葉地方裁判所　民事部　□　　　支部　御中

訴えを起こす裁判所を記載します。被告やあなたの住所を管轄する裁判所が管轄裁判所となります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　裁判所受付欄

|  |
| --- |
|  |

**貸　　　金**　　請求事件

あなたが起こす訴えの事件名を記載します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 貼用印紙額 | |  | | |
| 郵便料 |  | | 係印 |  |

訴訟物の価額　　　**2,000,000**　 円

　　　　ちょう用印紙額　　　　 **15,000**  円

　　　　郵便料　　　　　**6,000** 　円

「訴訟物の価額」，「ちょう用印紙額」，予納する郵券の金額が分からないときは，記載せず，提出の際お尋ねください。

あなたが個人の場合は，あなたの住所，氏名を記載し，認め印を押します。法人その他の団体の場合は，代表者事項証明書等に従って，本店等の主たる事務所の所在地，商号又は団体の名称を記載し，代表者印を押します。

１　原告の表示

　　　住所又は所在地　〒**２６０**－○○○○

**千葉市中央区中央○丁目○番○号**

　　　氏名又は団体名　　　　　　　**甲　山　　太　郎　　　印**

（団体の場合，代表者の肩書・氏名・代表者印）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　電話番号　　**０４３**－　**○○○**－**○○○○**

　　　　　　ファクシミリ番号　　**０４３**－　**○○○**－**××××**

２　送達場所

裁判所があなたに訴訟に関する書類を郵送する際の宛て先になりますので，あなたが書類を受け取りやすい場所を記載してください。

　　原告に対する書類の送達は，以下の場所に宛てて行ってください。

　　　□　上記１に記載した住所（所在地）

　　　　勤務先　　商号・名称　　**甲食品株式会社**

　　　　　　　　　　所在地　　〒**△△△－△△△△**

**千葉県市川市○○○△丁目△△番地**

　　　□　その他の場所

　　　　　　住所　〒　　　　－

　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　あなたとの関係

　　　　　　電話番号　　　　－　　　　－

被告となる者の住所，氏名等を１と同様に記載します。被告が個人の場合で，勤務先が分かるときは，勤務先も記載してください。

３　被告の表示

　　　住所又は所在地　〒　**２７１**－**○○○○**

**千葉県松戸市岩瀬○丁目○番地**

　　　氏名又は団体名　　　**株式会社○○○○**

（団体の場合，代表者の肩書・氏名）**代表者代表取締役　乙　川　二　郎**

　　　（個人の場合，勤務先）

あなたが起こす訴えについて，裁判所にどのような判決を求めるかを記載する部分です。

　　　　　　　　　　　　　請求の趣旨

　１　　**被告は，原告に対し，２２０万円及びうち２００万円に対する平成３０年１０月２１日から支払済みまで年１割５分の割合による金員を支払え。**

　２　　訴訟費用は，被告の負担とする。

　　　との判決　並びに　仮執行宣言　を求める。

あなたの請求（請求の趣旨）を理由づける事実を記載してください。

記載しきれない場合には，「別紙のとおり」とした上で，別の用紙（Ａ４判）に記載し，訴状の末尾に添付しても構いません（ただし，その場合は，訴状の下部欄外に，訴状全体を通じたページを入れてください。）。

請求の原因

　　　１　原告は，被告に対し，平成２９年１２月２１日，２００万円を　　　　　　　　　　　　　以下の約定で貸し付けた。

　　　　　利息　月１分

　　　　　遅延損害金　年１割５分

　　　　　弁済期　平成３０年１０月２０日

　　　２　被告は，弁済期である平成３０年１０月２０日を経過しても上記金員の支払いをしない。

　　　３　よって，原告は，被告に対し，上記消費貸借契約に基づき，

　　　　貸金元金　２００万円，確定利息２０万円の合計２２０万円

　　　　（ただし，貸金元金２００万円に対する平成２９年１２月２１日

　　　　から平成３０年１０月２０日まで約定の月１分の割合による利息）及び貸金元金２００万円に対する弁済期の翌日である平成３０年１０月２１日から支払済みまで約定の年１割５分の割合による遅延損害金

　　　の支払いを求める。

添付書類　  
　　訴状副本　　１通

　　資格証明書　　１通

訴状とともに提出する書類を記載します。

・訴状副本（被告送付用の訴状写し，裁判所に提出するものと同じ認め印を押します。）

・資格証明書（例＝代表者事項証明書）

・書証　あなたの請求を基礎づける証拠書類（借用書等）

　□　登記事項証明書（不動産）

　□　固定資産評価証明書

　　甲第１号証（借用書）写し　２通

　□

書証は，被告用のコピーと合わせ，２通提出します。原本は手元に保管し，裁判が開かれる日に持参してください。原告が提出する書証には，甲第１号証，甲第２号証・・・などと，「甲」を付して提出します。

（提出方法等）

　　訴状及び書証は，原則として，〔被告の数＋１〕通（１通は裁判所用）を用意し，訴状のすべてのページの上部余白に，上記「１　原告の表示」で押印した認め印（法人等の場合は，代表者印）を捨て印として押します。

　　裁判所用の訴状には，訴え提起の手数料として収入印紙を１頁目の上部欄外にはります。手数料の額は，あなたの請求する金額等により決まります。裁判所で消印しますので，割り印等をしないでください。

　　その他，御不明な点は，遠慮なく訴状を提出する裁判所にお尋ねください。